

(平成21年10月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月 1 日から 55 年 3 月 24 日まで
② 昭和 55 年 3 月 24 日から同年 9 月 27 日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額は 16 万円から 32 万円となっているが、当該期間は、A社において、主に海外勤務をしており、給与については 36 万円程度（日当 1 万 2,000 円）であった。預金通帳の写しを提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外勤務により給与が 36 万円程度であったことから、申立期間において海外手当を含めた報酬月額を基にした標準報酬月額に改定されていないのはおかしいと主張しており、申立人から提出された申立人名義の預金通帳の写し、A社の当時の経理担当者及び同僚の供述から判断すると、申立期間のうち海外勤務をしていた期間については、申立人は、その主張どおり、同社から社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも高額報酬が支給されていたことが確認できる。

厚生年金保険制度における標準報酬月額の随時改定については、昇給などにより固定的賃金の変動した場合に、変動月以後 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来の標準報酬月額の等級と比較して 2 等級以上変動したときに行うこととされている。

そこで、申立人の標準報酬月額の改定についてみると、社会保険庁の記録では、申立人が海外勤務を開始した昭和 53 年 8 月に標準報酬月額が 15 万円から 18 万円に改定されている。A社では、現在の就業規則及び当時の被保険者の標準報酬月額の改定時期から判断すると、同月の標準報酬月額の改定については、同年 5 月の昇給に基づき行われたものと認められるが、申立人の

海外手当を含む額と考えられる額への改定は、54年8月に行われている。これについて、当時の経理担当者及び海外勤務地の元請企業であったB社の人事担当者は、海外勤務に伴う海外手当は超過勤務手当に近いものであり固定的賃金ではないので、海外勤務に変更になったことをもって改定の手続は行わなかったと供述している。当該供述は、申立人以外で海外勤務をした同僚の標準報酬月額についても、海外勤務を開始した月から3か月経過した月ではなく、当該月以降の最初の8月又は定時決定月に当該海外手当を含む額に改定された者が存在することからも裏付けられる。以上のことから、申立期間①のうち、53年11月から54年7月までの期間に係る標準報酬月額については、随時改定の要件を満たす固定的賃金の変動が無く、同年8月の随時改定時において固定的賃金の変動と併せた海外手当分の報酬が標準報酬月額に反映されたものと認められる。

また、申立期間①のうち、申立人の昭和54年8月から55年2月までの期間に係る標準報酬月額は32万円とされているが、この額は、当時の標準報酬月額の最高等級である第36等級の額であることから、社会保険事務所の事務処理については、適正と認められる。

申立期間②については、事業所提出の健康保険・厚生年金保険被保険者取得届確認及び標準報酬決定通知書の控えにより、資格取得日が昭和55年3月24日、報酬月額16万3,750円とする届出が同年4月24日にされていることが確認できる。申立人は、国内で勤務している期間中の給与については、15万円から18万円であったと供述しており、資格取得日である同年3月24日時点は、国内で勤務していたことから、標準報酬月額が16万円と決定されていることについて不自然な点は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票から、昭和55年9月に標準報酬月額が16万円から28万円に改定されている記録が確認できる。同年9月に標準報酬月額が改定されていることについては、同年中に標準報酬月額が改定された同僚18名中17名が、申立人と同様に9月に標準報酬月額の変動が行われていることから、同年については6月に昇給等固定的賃金の変動があり、この改定において海外手当分の報酬が標準報酬月額に反映されたものと推認される。

しかし、申立人は、標準報酬月額が改定される昭和55年9月中の27日に退職により被保険者資格を喪失している。厚生年金保険制度では、被保険者資格を喪失した日の属する月は年金額の計算の基礎となる被保険者期間には算入されず、保険料も徴収されないことになっていることから、当該標準報酬月額の変動は被保険者期間の記録には反映されない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。